

【公報種別】実用新案法第14条の2の規定による訂正明細書等の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年10月10日(2019.10.10)

【登録番号】実用新案登録第3210134号(U3210134)

【訂正の登録日】令和1年5月16日(2019.5.16)

【登録公報発行日】平成29年4月27日(2017.4.27)

【出願番号】実願2017-604(U2017-604)

【国際特許分類】

A 4 7 D 13/06 (2006.01)

E 0 4 B 2/74 (2006.01)

【F I】

A 4 7 D 13/06

E 0 4 B 2/74 5 6 1 H

【訂正書】

【提出日】平成31年4月8日(2019.4.8)

【訂正の目的】実用新案登録請求の範囲の減縮

【訂正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

複数枚のパネルと、

前記複数枚のパネルのうち隣り合う2枚のパネルを連結する連結装置と、を備え、

前記連結装置は、

連結する2枚のパネルのうちの一方のパネルに固定される第1連結部材と、

連結する2枚のパネルのうちの他方のパネルに固定される第2連結部材と、

前記第1連結部材及び前記第2連結部材をそれぞれ任意の角度位置で保持する中間連結部材と、を有し、

前記中間連結部材は第1被噛合い部と第2被噛合い部とを有し、

連結される2枚のパネルが同一平面上に位置するときの前記中間連結部材に対する前記第1連結部材の位置を第1基準位置とすると、前記第1連結部材は、前記第1基準位置において前記第1被噛合い部と噛合うとともに、前記第1基準位置から第1角度おきの各角度位置において前記第1被噛合い部と噛合う第1噛合い部を有し、

連結される2枚のパネルが同一平面上に位置するときの前記中間連結部材に対する前記第2連結部材の位置を第2基準位置とすると、前記第2連結部材は、前記第2基準位置において前記第2被噛合い部と噛合うとともに、前記第2基準位置から第2角度おきの各角度位置において前記第2被噛合い部と噛合う第2噛合い部を有し、

前記中間連結部材は、締め付けることにより前記第1被噛合い部と前記第1噛合い部が噛合うとともに前記第2被噛合い部と前記第2噛合い部が噛合い、緩めることにより前記第1被噛合い部と前記第1噛合い部の噛合いが解除されるとともに前記第2被噛合い部と前記第2噛合い部の噛合いが解除される調整部をさらに有する、安全柵。

【請求項2】

幅方向寸法が同じである複数枚のパネルと、

前記複数枚のパネルのうち隣り合う2枚のパネルを連結する連結装置と、を備え、

前記連結装置は、

連結する2枚のパネルのうちの一方のパネルに固定される第1連結部材と、

連結する2枚のパネルのうちの他方のパネルに固定される第2連結部材と、

前記第1連結部材及び前記第2連結部材をそれぞれ任意の角度位置で保持する中間連結部材と、を有し、

前記中間連結部材は第1被噛合い部と第2被噛合い部とを有し、

連結される 2 枚のパネルが同一平面上に位置するときの前記中間連結部材に対する前記第 1 連結部材の位置を第 1 基準位置とすると、前記第 1 連結部材は、前記第 1 基準位置において前記第 1 被噛合い部と噛合うとともに、前記第 1 基準位置から第 1 角度おきの各角度位置において前記第 1 被噛合い部と噛合う第 1 噛合い部を有し、

連結される 2 枚のパネルが同一平面上に位置するときの前記中間連結部材に対する前記第 2 連結部材の位置を第 2 基準位置とすると、前記第 2 連結部材は、前記第 2 基準位置において前記第 2 被噛合い部と噛合うとともに、前記第 2 基準位置から第 2 角度おきの各角度位置において前記第 2 被噛合い部と噛合う第 2 噛合い部を有し、

隣り合う 2 枚のパネルがなす角度を 90 度、120 度、又は、135 度に設定して、前記複数枚のパネルによって正方形の囲い、正六角形の囲い、及び、正八角形の囲いのいずれにも形成できるように、前記第 1 角度及び前記第 2 角度のうち少なくとも前記第 1 角度は 15 度であって、

前記第 1 被噛合い部の端面には、半径方向に延びる凸部と凹部が周方向において交互に形成されているとともに、当該凸部が周方向において 15 度おきに配置され、当該凹部が周方向に 15 度おきに配置され、

前記第 1 噛合い部の端面には、半径方向に延びる凸部と凹部が周方向において交互に形成されているとともに、当該凸部が周方向において 15 度おきに配置され、当該凹部が周方向に 15 度おきに配置され、

前記第 1 被噛合い部に形成された凸部及び凹部と、前記第 1 噛合い部に形成された凸部及び凹部とは、上下方向に対向するように配置されており、

前記中間連結部材は、締め付けることにより前記第 1 被噛合い部と前記第 1 噛合い部が噛合うとともに前記第 2 被噛合い部と前記第 2 噛合い部が噛合い、緩めることにより前記第 1 被噛合い部と前記第 1 噛合い部の噛合いが解除されるとともに前記第 2 被噛合い部と前記第 2 噛合い部の噛合いが解除される調整部をさらに有する、安全柵。

【請求項 3】

前記第 1 連結部材は、前記中間連結部材に隣接する部分に指針部を有し、

前記中間連結部材は、

前記第 1 連結部材が前記第 1 基準位置から 90 度回動した角度位置にあるときの前記指針部に対応する部分に設けられた第 1 目盛と、

前記第 1 連結部材が前記第 1 基準位置から 60 度回動した角度位置にあるときの前記指針部に対応する部分に設けられた第 2 目盛と、

前記第 1 連結部材が前記第 1 基準位置から 45 度回動した角度位置にあるときの前記指針部に対応する部分に設けられた第 3 目盛と、を有する、請求項 2 に記載の安全柵。

【請求項 4】

前記第 1 目盛には「4」の文字が付されており、

前記第 2 目盛には「6」の文字が付されており、

前記第 3 目盛には「8」の文字が付されている、請求項 3 に記載の安全柵。